ST2012 第1部の試験について(検査機関からの連絡事項)

1. 音響玩具

- ① 複数の音が出る玩具や、レア音のある玩具などは、テストモードなど全ての音を出来る 限り連続的に再生する簡単な操作法をお知らせ下さい。
- ② 全数十曲など非常に多くの音のパターンを持つ玩具は、音の大きい代表的な1,2曲の簡単な再生方法をお知らせ下さい。
- ③ 玩具のどの方向(正面、上面など)が最も音が大きいのか、スピーカーの位置はどこかをお知らせ下さい。
- ④ 音響測定は落下試験などに先だって行う必要があり、スケジューリングがタイトになることが予想されます。音響試験用に余分の検体をご提供頂くと納期を短縮できる場合があります。一方、①~③をお知らせ頂けない場合や、その他、測定に非常に手数がかかる玩具については検査完了納期を延長させていただく場合があります。

2. 組み立てる玩具

子供が組み立てて遊ぶ玩具で、かつ組立後にも遊びの要素がある玩具は、組立前のパーツセットの状態に加えて組立後の完成品の試験も必要となります。次のような玩具は、試験依頼の際は市販状態のパーツセットに加えて、組立後の完成品もご提供下さい。

- ・プラモデル
- ・立体パズル
- ・ブロック玩具で、組み立てると例えば汽車になるセット
- ・科学組立キット 例えば数種のタイヤ、シャーシ、ベルト、モーターなどから成るセット。 種々の組立方が可能な物は代表的な形(尖りなど危険性が高い形)

3. 洗濯可の表示がある玩具

- ・家庭用の洗濯乾燥機を使い、洗濯と乾燥を6回繰り返した後に一連の試験を行います。
- ・乾燥に要する時間により、試験日数が多くなる場合があります。
- ・お手数ですがオンライン申請時の備考欄などに「洗濯可」とのメモをお願いします。
- 「手洗い」などの表示があっても、原則として「手洗いモードでの機械洗い」となりますので御了承下さい。

4. 磁石を含む玩具

玩具に磁石が使われているときは、従来通り、<u>試験依頼書の備考欄などに「磁石あり」と</u> のメモをお願いします。

ST2012 申請上の注意点など

従来の基準と変わった点のうち、影響が大きいものや特に見落としやすいと思われる ポイントをご参考までに列挙します。

1. 包装

包装に用いられる柔軟なフィルム製の袋について、従来は「捨てるものは検査対象外」との運用でした*。新基準では捨てる捨てないにかかわらず検査対象となります(新基準の第1部6章に除外規定あり)。ST 申請試験依頼時に、(捨てるものであっても)内袋などの包装袋類も漏れなくご提供下さい。(開口部の周囲が380mmを超える袋)

* 検査機関によっては検査対象としているところがありましたが、ST 判定会議で調整し、現 行基準の適用にあっては、捨てるものは検査対象外との運用に統一しました。

2. ビニール玩具の空気栓(浮き輪などを除く)

従来の基準にあった「空気入りビニール玩具の空気栓は、小部品に含めない」 との除外規定(追補1の1(1))が無くなります。これにより、例えば対象年齢が3 才 未満の当該玩具は、空気栓も引張試験などの濫用試験の対象となり、空気栓がと れて小部品になると不適合となりますのでご注意下さい。

(ただし水上で用いることを目的とする空気入れビニール玩具については別紙 I の規定に従った空気栓の試験を行います。)

3. 新旧併用期間(2013.1.1~2014.3.31 申請分)

(1)申請

新旧いずれの基準で申請するか、申請者が申請時にお選び下さい。

(申請時の新基準・旧基準の区分選択は、一次的に玩具本体の「要求事項」で判断して下さい。「表示」について、「要求事項」と別の基準に基づいて審査を ご希望の場合は、その旨を備考欄にご記入願います。)

%「要求事項」と「表示」の基準が異なる場合の詳細については、当協会の 12 月 13 日お知らせ「改定 ST 基準(ST2012)の運用について」 4 項 (www.toys.or.jp/st/index.html)をご参照下さい。

(2)不適合の扱い

新基準で不適合となった場合は一旦不適合を確定後、<u>旧基準で再申請</u>できます。このとき、第3部化学検査の報告書を再利用できます(玩具に一切変更がないことが条件です)。

「表示」(包装)のみ新基準にすることも予想されますが、これは認められます。